

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本区は、川合新田区と称する。

(区 域)

第2条 本区の区域は、

長野市大字川合新田字村前、字北岡、字村東、字村西、字古屋敷、字古屋敷北、
字古屋敷東の全域（但し村東370番地49～370番地59を除く）

長野市大字川合新田字松岡境2320番地～2496番地

長野市大字川合新田字松岡南2497番地～2601番地

長野市大字川合新田字千田境3700番地～3712番地

長野市大字稲葉字上千田沖348番地～509番地

長野市大字稲葉字母袋沖510番地～604番地（但し588番地を除く）、655番地

長野市大字稲葉字中河原沖871番地、910番地、911番地、922番地、925番地、

926番地、940番地、943番地、970番地～979番地、

983番地～989番地、992番地～1105番地

（但し市営住宅川合新田団地を除く）

までの区域とする。

(事務所)

第3条 本区の手事務所を、長野市大字稲葉字母袋沖542番地1川合新田公民館に置く。

(目 的)

第4条 本区は、明るく住み良い地域社会の維持及び形成に資するため、以下に掲げる共同活動を行うことを目的とする。

(1) 回覧板等の回付など区域住民相互の連絡

(2) 公民館等、区財産の維持管理

(3) 用水路の維持管理、及び道路の補修その他環境の整備

(4) 地域住民の保健衛生に関する事項、並びに環境衛生に関する事項

(5) 防火に関する事項、及び各種犯罪の防止

(6) 神社、及び祭事に関する事項

(7) その他必要とする事項

第二章 区 民

(区 民)

第5条 本区の区民は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

(権利義務)

第6条 区民は次の権利義務を有する。

(1) 別に定める区費の納入

(2) 総会に出席し表決する権利

(3) 役員選挙権、被選挙権

(入 会)

第7条 第2条に定める区域に住所を有する個人で本区に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を区長に提出するものとする。

2 前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 区民が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 区民が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(3) 区民から、退会要望が区長に提出されたとき。

(抛出金品の不返還)

第9条 退会した区民が既に納入した区費その他の抛出金品は返還しない。

第三章 役員

(役員の種類別)

第10条 本区に次の役員を置く。

- (1) 区長 1名
- (2) 副区長 1名
- (3) 協議委員 協議委員の人数は細則にて定める。
- (4) 監事 3名

(顧問、相談役及び参与)

第11条 本区に顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、区長が総会の同意を得て委嘱する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。役員に欠員を生じた場合は改選時の次点者を繰り上げ当選とする。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第13条 区長は本区を代表し、区運営を総括する。副区長は区長を補佐し、区長に事故あるとき、その職務を代行する。

2 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本区の財産の状況を監査すること。
- (2) 役員業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを役員会及び総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、役員会及び総会の招集を請求すること。

(連絡班)

第14条 本区の運営を推進するため連絡班を設置し、各連絡班に班長を置く。班長任期は1年とする。

(役員選出)

第15条 役員選出は別に定める選挙細則による。ただし、監事は役員会で推薦し、総会の承認を得なければならない。監事は、他の役員と兼ねることはできない。

第四章 総会

(総会の種類別)

第16条 総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第17条 総会は、区民をもって構成する。

(総会機能)

第18条 総会は、この規約に定めるもののほか、本区の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第19条 定期総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 区長が必要と認めたとき。
- (2) 全区民の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第13条第2項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会招集)

第20条 総会は区長が招集する。

2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の目的たる事項、議案、日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会議長)

第21条 総会議長は、その総会において、出席した区民の中から選出する。

(総会定足数)

第22条 総会は、区民の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、委任状は出席数とみなす。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長が決する。

(区民の表決権)

第24条 区民は、総会において、各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決事項)

第25条 止むを得ない理由のため総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第22条及び第23条の適用については、その区民は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 区民の現在数、及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項、及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要、及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

第五章 役員会

(役員会の構成)

第27条 役員会は、正副区長、及び協議委員を以て構成する。

(役員会の機能)

第28条 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない区運営の執行に関する事項
- (役員会の招集)

第29条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

2 区長は、役員3分の1以上から請求があったとき役員会を招集する。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、議題を記載した書面をもって5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第30条 役員会の議長は副区長とする。

(役員会の定足数等)

第31条 役員会には、第22、23、25、及び26条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「区民」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(委員会)

第32条 区運営を執行するに当たり、必要あるときは委員会を設置することができる。

2 委員会の設置に当たっては、役員会で協議し、委員会名、委員数を決定する。

3 委員長、副委員長、委員等の指名は、区長が行うものとする。

4 区長・副区長は、委員会の構成員とする。

5 委員会の決議事項は、役員会に諮らなければならない。

第六章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 本区の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産

- (2) 区費
 - (3) 活動に伴う収入
 - (4) 資産から生じる果実
 - (5) その他の収入
- (資産の管理)

第34条 本区の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。
(資産の処分)

第35条 本区の資産で第33条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分する場合は、総区民の4分の3以上の議決を要する。
(経費の支弁)

第36条 本区の経費は、資産をもって支弁する。
(事業計画及び予算)

第37条 本区の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。
(事業報告及び決算)

第38条 本区の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、決算報告書を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。
(会計年度)

第39条 本区の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。
(区 費)

第40条 区費の徴収法は、別に定める細則による。

第七章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第41条 この規約は、総会において総区民の4分の3以上の議決を得、かつ長野市長の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第42条 本区は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の4分の3以上の承認を得なければならない。
(残余財産の処分)

第43条 本区の解散のときに有する残余財産は、総会において総区民の4分の3以上の議決を得て、本区と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第八章 雑 則

(委 任)

第44条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。
(備付け帳簿及び書類)

第45条 本区の事務所には、規約、区民名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

附 則

1 この規約は令和元年5月10日より施行する。